

レ居レルカ本日ハ神社祈願ト稱シ百二十余名ハ参々
伍々秋町八右エ門志廣神社及今所浜矢赤豊川稻荷神
社等ニ参拝別記祈願文ヲ朗誦シ途中不徳ノ行勤ヲ夕
午三時本部ニ引揚ゲ敬会セルガ幹部ハ別記経過報
告ヲ各同系支部及友誼団体ニ付シ約三百枚ヲ發送セリ
ニ、會社側ノ態度

會社側ニ於テ又十四日ノ會見ヲ以テ決裂ト認メ新ク
ナル要求出デザル限り進メテ職工側ト交渉ヲ進ムル
意向ナク例年十一月ヨリ一月迄ハ閑散期ニシテ三四
ヶ月休業ストモ在庫品ノ賣却ニヨリ使備人ノ俸給ハ
支給シ得ヘク損害亦數ナリト樂觀シ居ルカ注文
品ハ他工場ニ依頼シ以テ職工側ノ氣勢ヲ挫カントス

レ態度ニ出テツ、アリ、

古及申(通)報候也

(別記)

東京正鉛鍍金株式會社年議経過報告

(一六因)東京正鉛鍍金株式會社は従来従業員に付シテ何等の特遇
ヲ法ニシテ設ケず、又まつた一朝會社が事業不振に陥ルる或會社は
我々従業員に付シテ最も僅少の俸手当を支給シテ職首するのみ
ある、我々従業員は今日カ如ク不景氣の際何時何時職首カ
悲境に會フカ知れつと思いつ、我等は去月拾月三十一日に職工大
會ヲ開キ、我々等ノ成る左の如ク要木案ヲ決議シ直ニ交渉
員ヲ等々申出シ其施を直つたカある。

(要木案)

- (1) 請願制度部門ノ月給者ノ給料ハ會社ヲ支給スル
- (2) 早ニ社ニシテ借銀ハ時向割ヲ以テ支給スル
- (3) 請願利益金ノ配當割ヲ改正スル
- (4) 年一回以上従業員ノ安全會ヲ開催スル